

厚生年金に加入している人の配偶者が、自分では保険料を納めずに将来年金を受給できる「国民年金3号被保険者」を廃止する事が検討されていましたが、当面存続することに…。



「母親の死亡届を出さずに53万円の年金をだまし取った…と大分東署は無職A(57)を詐欺容疑で逮捕した」との報道がありました。困窮から親族が死んでも葬儀ができない人が全国的に増えている事が背景にあります。立教大の星野哲氏によると葬儀には①一般葬②家族葬③一日葬(通夜+告別式)④直葬があり、④全国平均の費用は①161万余り②105万程③87万程④43万程で10年前までは①が60%だ

葬儀は誰のために? 『老々葬儀』 背景に費用希薄

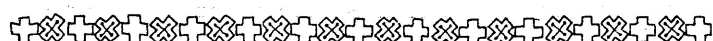
ったのが5年前に①と②が逆転し②が50%③と④が20%になり②③④の簡素な葬儀が計70%①が30%となっている…との事です。④費用以外の要因としては⑧高齢化と過疎化で子も高齢化し『老々葬儀』に③自宅死から病院死に変わり地縁葬儀から業者による葬儀になった社会環境の変化があると言います。しかし「人の死を通しての地域コミュニティ再構築も大切だ」と星野氏は力説します。93才の母の死体を遺棄し年金を詐取できても後悔しか残らないでしょう。



刑法に触れる恐れのある文書偽造依頼や行政機関への虚偽届出をした労働者を解雇した事件で、④調停を試みる『労働審判』がありました。審判で解決できない場合は⑧正式の裁判を労働者側が提訴する事になります。が、この④と⑧で首を傾げる主張を展開した弁護士がいます。「自分が思いついたただけだが」と偽造依頼を正当化する底理屈を④で述べていたのが、⑧では労働者自身の主張にすり替っていたのです。こういう弁護士への懲戒処分は自治権をもった弁護士会し

問題弁護士性加害者でも無処分 懲戒処分 (弁護士会)

かできませんが、2年前の4月に大分地裁判決で弁護士の元会長だったK弁護士の事務所に研修弁護士として勤務していた32才の女性が自殺したのはKよりの性加害が原因と認定、Kらに1億円超の賠償を命じましたが、Kは処分を受ける前に弁護士会を自ら退会し、結局何の処分も受けていません。こうした問題弁護士については『弁護士自治を考える会』のサイトに掲載されていますので参考にして下さい。



現在、当事務所の業務時間は平日の9時～12時、13時～17時15分ですが、お昼の休憩時間(12時～13時)は、職員の休憩のため事務所の玄関を施錠し、電話は留守番音声応答にしております。労働基準法に基づいた労働者の働き方を保障する措置ですので、ご理解ご協力の程なにとぞよろしくお願い申し上げます。

